

契 約 書（案）

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、特別展「美術と野獣」に係る作品借用・返却及び展示・撤去作業業務について次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、特別展「美術と野獣」に係る作品借用・返却及び展示・撤去作業業務（以下「業務」という。）の実施を乙に依頼し、乙はこれを履行するものとする。

（業務の実施方法）

第2条 乙は、別紙仕様書に基づいて業務を実施するものとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は令和7年〇月〇日から令和8年1月16日までとする。

（契約金額）

第4条 契約金は金〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）とし、「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82並びに第72条の83の規定に基づき、契約金額から保険料金〇〇〇〇円を減じた額に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（業務の調査等）

第6条 甲は、この業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができる。

（業務の内容の変更）

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、契約金、契約期間又は重要な業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（請負等の禁止）

第8条 乙は、業務の全部又は一部の処理を第三者に請負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（期間の延長）

第9条 乙は、その責めに帰すことのできない理由により、契約期間内に業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は甲乙協議して定めるものとする。

（検査等）

第10条 乙は、業務を完了後、速やかに甲に対し、業務の完了を報告しなければならない。
2 甲は、前項の報告を受理したときは、速やかに甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）により検査しなければならない。

(契約金の支払)

第11条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、甲に対して契約金の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に契約金を乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第12条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、その責めに帰する理由により業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約解除等)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、契約期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。

(5) 契約条項に違反したとき。

(6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において甲に損害があるときは、契約金額の100分の10に相当する額の賠償を請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する契約金を乙に支払うものとする。

4 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(疑義等の決定)

第15条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年〇月〇日

甲 徳島県
徳島県知事 後藤田 正純

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇